

第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業 の量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定

身近な地域で希望する教育・保育等のサービスを利用しやすくするために、国は子ども・子育て支援事業計画作成指針において、市町村は、地域の実情を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」（以下、「提供区域」という）を設定することを規定しています。提供区域の範囲は市町村の裁量に任されており、提供区域ごとに量の見込みを算出するとともに、量の見込みの確保の方法と実施時期を示す必要があります。

作成指針では、「教育・保育提供区域」の設定や運用について、以下の考え方を示しています。

【提供区域設定の考え方】

- 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育及び子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。（施設や事業の利用については、提供区域内での利用が原則）ただし、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の利用の実情に応じて、子どもの認定区分ごとの設定または事業ごとに設定することができる。
- 提供区域内で供給が不足する場合、提供区域内に認可基準を満たす新規申請があれば、原則認可しなければならない。

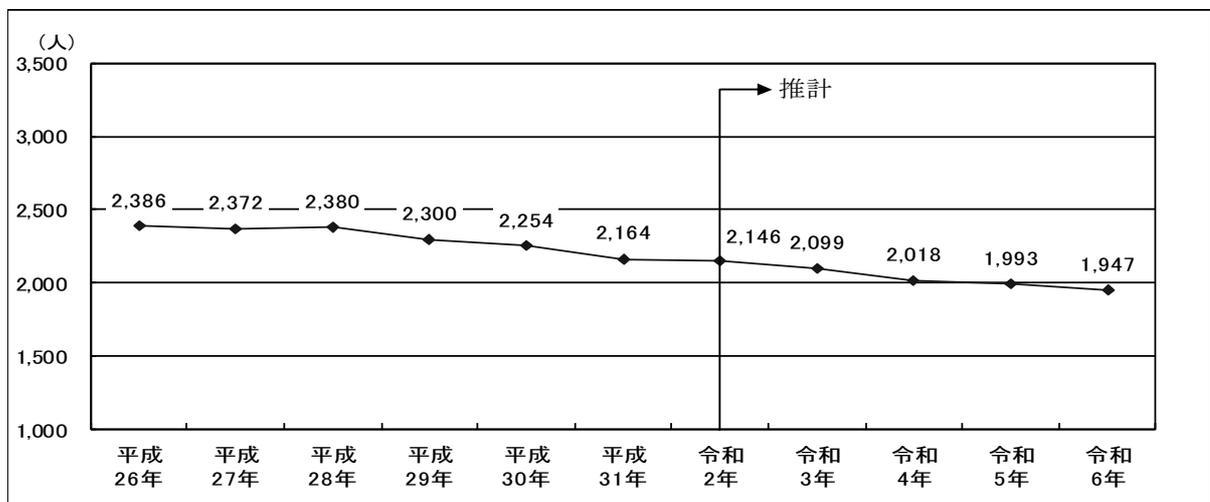
本町では、これらの考え方を踏まえた上で、以下の観点から「教育・保育提供区域」は町全体を1区域と設定します。

- 需要調整の発生する機会が少なく、事業者が新規参入しやすい。また、利用者の選択範囲が広がる。
- 各幼稚園、保育所（園）の教育・保育の方針などで選択する保護者もいると考えられ、区域を分けることで、希望する施設に入れなくなることがある。
- 勤務地等の都合で居住エリア以外の施設や事業の利用希望を吸収できる。
- 事業計画における量の見込みの推計と確保の方策が立てやすい。

2. 児童人口の推計

- 第2期子ども・子育て支援事業計画は、令和2年度～令和6年度を計画期間とし、その時の児童数に基づき教育・保育等の量の見込み(推計ニーズ量)を算出することから、この期間における将来の児童人口を推計する必要があります。
- 将来の推計児童人口は、就学児を対象とした事業があることから、学齢基準日である4月1日現在としました。また、児童の年齢別に対象とする量の見込みを算出する事業が多いことから、年齢1歳ごとに児童人口を推計しました。
- 児童人口を推計するにあたり、平成26年～平成31年の住民基本台帳の実績人口(4月1日現在)に基づき、「*コーホート変化率法」を用いて推計しました。

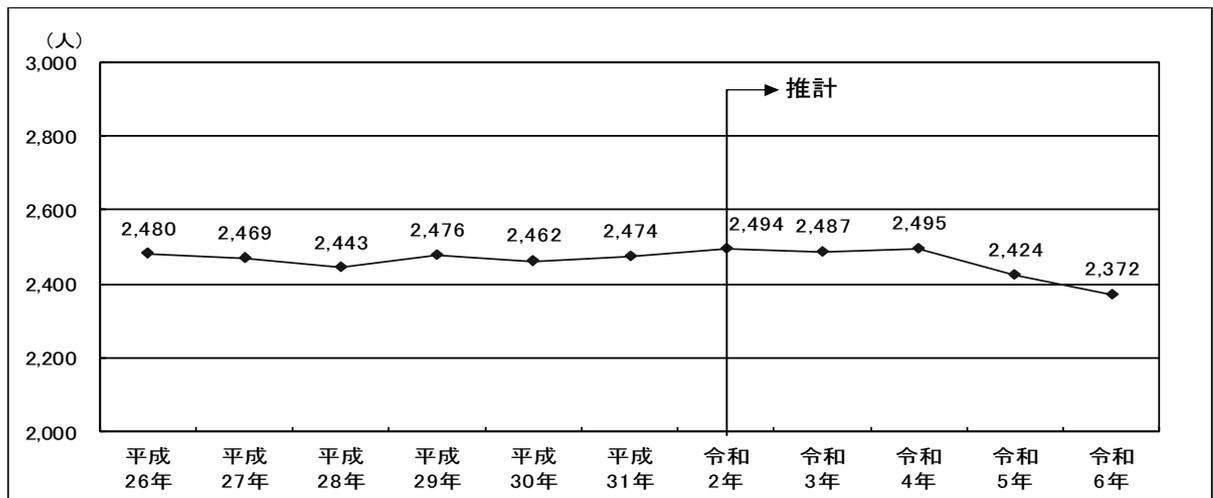
【児童人口の推計(0～5歳児)】



		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳合計
実績人口	平成26年	379人	397人	396人	400人	405人	409人	2,386人
	平成27年	357人	399人	396人	406人	408人	406人	2,372人
	平成28年	363人	377人	401人	406人	403人	430人	2,380人
	平成29年	321人	390人	375人	395人	408人	411人	2,300人
	平成30年	330人	336人	394人	379人	401人	414人	2,254人
	平成31年	301人	352人	341人	386人	389人	395人	2,164人
推計人口	令和2年	316人	342人	346人	344人	411人	387人	2,146人
	令和3年	308人	332人	341人	356人	350人	412人	2,099人
	令和4年	300人	324人	331人	350人	362人	351人	2,018人
	令和5年	294人	316人	323人	340人	356人	364人	1,993人
	令和6年	286人	310人	315人	332人	346人	358人	1,947人

※各年4月1日現在

【児童人口の推計(6～11歳児)】



		6歳児	7歳児	8歳児	9歳児	10歳児	11歳児	6～11歳合計
実績人口	平成26年	396人	400人	415人	402人	431人	436人	2,480人
	平成27年	402人	404人	403人	417人	407人	436人	2,469人
	平成28年	410人	403人	413人	401人	416人	400人	2,443人
	平成29年	430人	412人	403人	418人	401人	412人	2,476人
	平成30年	409人	426人	410人	402人	415人	400人	2,462人
	平成31年	413人	415人	425人	408人	402人	411人	2,474人
推計人口	令和2年	395人	416人	422人	432人	417人	412人	2,494人
	令和3年	380人	404人	420人	424人	437人	422人	2,487人
	令和4年	405人	389人	408人	422人	429人	442人	2,495人
	令和5年	345人	415人	393人	410人	427人	434人	2,424人
	令和6年	357人	354人	419人	395人	415人	432人	2,372人

※各年4月1日現在

※コーホート変化率について

「コーホート」とは、同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団のことを指す。

「コーホート変化率法」とは、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。

今回このように推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができる。

3. 量の見込み算出の基本的な考え方(手順)

○教育・保育の事業及び子ども・子育て支援事業の量の見込みは、国から提示された『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』（平成26年1月）及び『第二期市町村子ども・子育て支援計画における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）』（平成31年4月23日）に基づき算出します。

【家庭類型】

○教育・保育及び子ども子育て支援事業については、それぞれ対象となる「家庭類型」が定められています。このため、ニーズ調査の結果より配偶者の有無及び保護者の就労状況から、現在の「家庭類型」を求めます。まず、家庭類型をタイプAからタイプFの6タイプに分け、次に、パート就労時間の長短により、タイプCをタイプC(長)とタイプC'(短)に、タイプEをタイプE(長)とタイプE'(短)に分け、全8タイプとします。(下表参照)

○さらに、現在の「家庭類型」から、母親の将来の就労希望を反映させた潜在「家庭類型」を求めます。

【家庭類型のタイプ】

タイプ	概要
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム(長)
タイプC'	フルタイム×パートタイム(短)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム(双方が長)
タイプE'	パートタイム×パートタイム(いずれかが短)
タイプF	無業×無業

※パートタイム(長):就労時間が月120時間以上+下限時間~120時間の一部

※パートタイム(短):就労時間が月下限時間未満+下限時間~120時間の一部

※下限時間:64時間とします

【家庭類型のイメージ図】

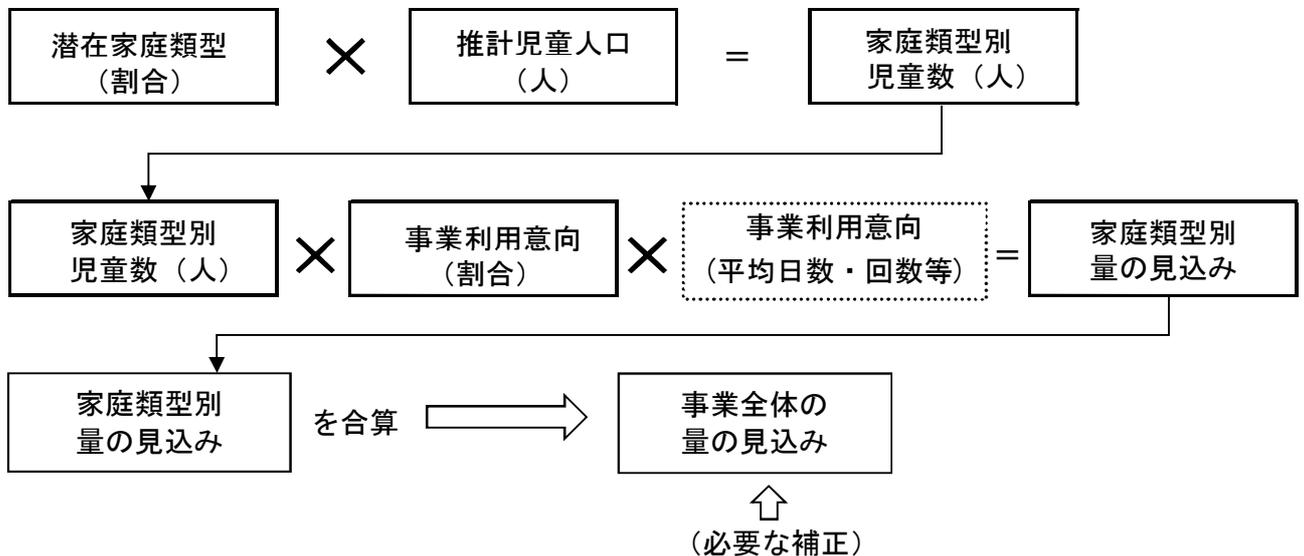
		母親	父親			
			1. フルタイム就労 (休業中ではない)	3. パートタイム就労(休業中ではない) 4. 育休・介護休業中		5. 現在は就労していない
父親		2. 育休・介護休業中	120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	6. 就労したことがない
			1. フルタイム就労(休業中ではない) 2. 育休・介護休業中	タイプB	タイプC	
3. パートタイム就労(休業中ではない)	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプD	
	120時間未満 下限時間以上			タイプE'		
4. 育休・介護休業中	下限時間未満	タイプC'				
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD		タイプF	

【西原町の潜在「家庭類型」の割合】

タイプ		現在		潜在	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親家庭	57	0.094	57	0.094
タイプB	フルタイム×フルタイム	309	0.508	339	0.558
タイプC	フルタイム×パートタイム(長)	111	0.183	124	0.204
タイプC'	フルタイム×パートタイム(短)	17	0.028	20	0.033
タイプD	専業主婦(夫)	110	0.181	66	0.109
タイプE	パートタイム×パートタイム(双方が長)	1	0.002	1	0.002
タイプE'	パートタイム×パートタイム(いずれかが短)	0	0.000	0	0.000
タイプF	無業×無業	3	0.005	1	0.002
全体		608	1.0	608	1.0

【量の見込みの基本的な算出方法】

- 潜在家庭類型の割合に推計児童人口を乗じ、将来(令和2年度～令和6年度)の家庭類型別児童数を求めます。
- ニーズ調査の結果より各事業の利用意向の割合等を求め、その割合等を将来の利用対象となる家庭類型別児童数に乗じて、家庭類型別に量の見込みを算出します。
- 家庭類型別に算出した量の見込みを合算し、事業全体の量の見込みとします。
- 各事業の量の見込みに対し、地域の実情を勘案し、必要に応じて補正を行います。



※令和2年度～令和6年度まで年度ごとに量の見込みを算出します。

4. 教育・保育の量の見込み及び確保方策

(1) 教育・保育の量の見込み

教育・保育の量の見込み(利用が見込まれる人数)は、ニーズ調査の結果と推計児童人口より、1号～3号の認定区分ごと・年齢ごとに、令和2年度～令和6年度まで算出しました。

【教育・保育の量の見込み】

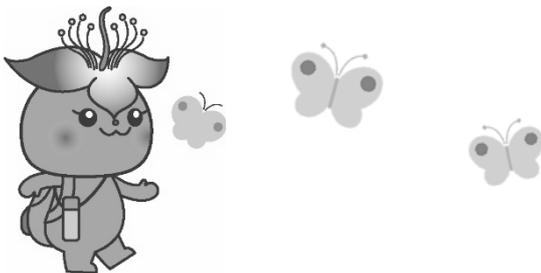
単位：人

	1号認定			2号認定						3号認定			計
	5歳	4歳	3歳	教育ニーズ			保育ニーズ			2歳	1歳	0歳	
				5歳	4歳	3歳	5歳	4歳	3歳				
令和2年度	61	65	54	59	63	52	245	260	218	259	256	126	1,718
	180			174			723			641			
令和3年度	65	55	56	63	53	54	261	222	225	255	249	123	1,681
	176			170			708			627			
令和4年度	56	57	55	54	55	53	222	229	222	248	243	120	1,614
	168			162			673			611			
令和5年度	58	56	54	56	54	52	231	225	215	242	237	118	1,598
	168			162			671			597			
令和6年度	57	55	53	55	53	51	227	219	210	236	232	114	1,562
	165			159			656			582			

各年度4月1日現在

【認定区分】

区分	年齢	設定内容	利用先
1号認定	3～5歳	幼児期の教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号認定(教育ニーズ)	3～5歳	保育の必要はあるが幼稚園の利用希望が強い	幼稚園、認定こども園
2号認定(保育ニーズ)	3～5歳	保育の必要あり	幼稚園、保育所(園)、認定こども園
3号認定	0～2歳	保育の必要あり	保育所(園)、認定こども園 地域型保育事業



(2) 確保方策

量の見込みの確保方策を定めるにあたり、認可施設の定員の範囲内で設定する利用定員ベースで行うものとし、弾力化を前提とした確保方策は定めませんこととします。(ただし、実際の運用において、弾力化を防げるものではない)

【確保の考え方】

<1号認定・2号認定(教育ニーズ)>

本町における、1号認定と2号認定の教育ニーズの受け入れ先として、公立幼稚園(4園)と認定こども園(善隣幼稚園)があります。これらの施設において、量の見込みが確保できるよう以下の①～③の要件について関係機関と調整します。

- ①認定こども園の設置等を検討し、3歳児の受け入れを図る。
- ②善隣幼稚園の西原町の枠を拡げる。
- ③各公立幼稚園での人員体制を整備し、受け入れ人数の増加を図る。

<2号認定(保育ニーズ)>

2号認定の保育ニーズの受け入れ先として、保育所、公立幼稚園(4園)がありますが、量の見込みが確保できるよう、公立幼稚園での一部受け入れについて、関係機関と調整します。

<3号(1・2歳児)>

1・2歳児の受け入れ先として、保育所、地域型保育、企業主導型保育所(地域枠)があります。これらの施設において、量の見込みが確保できるよう、以下の①・②の要件について関係機関と調整します。

- ①坂田保育所の定員数を7人増とする。
- ②事業所内保育事業所の西原町の定員を10人増とする。

<3号(0歳児)>

0歳児については、保育所(園)及び地域型保育事業の現在の定員数で、量の見込みが確保できるため、現在の定員数を維持する。

【教育・保育の量の見込み及び確保方策】

		1号認定・ 2号認定(教育ニーズ) <3~5歳児>	2号認定(保育ニーズ) <3~5歳児>	3号認定		
				<1・2歳児>	<0歳児>	
量の見込み(A)		354	723	515	126	
確保方策 (B)	公立幼稚園	305	165			
	認定こども園	49				
	保育所(園)	公立		43	48	9
		私立		525	412	113
	地域型保育	小規模保育			32	6
		事業所内保育			19	4
企業主導型(地域枠)				9		
計		354	733	520	132	
確保一量(B-A)		0	10	5	6	

(「量の見込み(A)」は令和2年度から令和6年度までの間の最大の数値となっています。)

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法に規定された13事業について、令和2年度から令和6年度までの各年度の量の見込みを算出するとともに、地域の実情を勘案し確保方策を定めました。

なお、量の見込みや確保方策については情勢の変化等により、必ずしも本計画における量の見込みや確保方策に従うというものではなく、必要に応じ地域の実情を踏まえ柔軟に対応していきます。

(1) 時間外保育事業(延長保育)

事業概要	保育園(所)等において、仕事の都合などで通常の開所時間での迎えができない家庭のために、延長して保育を行う事業。
対象年齢	0~5歳

【確保の考え方】

量の見込みは、実績(平成30年度12施設で実施)より多くなりますが、平成31年度に時間外保育を実施する認可保育所が1か所増え、現在13施設で事業を実施しています。このため、量の確保は可能です。

〔実績〕

単位：人、か所

	平成29年度	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
時間外保育(実人数)	617	579	748	731	703	694	678	
保育所通所児童数	14,483	12,207						
施設数	12	12						
確保方策			実人数	748	748	748	748	748
			施設数	13	13	13	13	13
確保一量			0	17	45	54	70	

(2) 一時預かり事業

事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、幼稚園や保育施設、地域子育て支援拠点等において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業。
------	--

①幼稚園型（在園児対象）

対象年齢	3～5歳
------	------

【確保の考え方】

平成30年度までは、1号認定、2号認定に関わらず一時預かりを利用できましたが、平成31年度から2号認定のみの利用となったため、量の見込みは平成30年度の実績より少なくなります。また、平成31年度に認定こども園が整備されたことで、一時保育の実施施設が増えたことにより量の見込みは確保可能です。

〔実績〕

	平成30年度
利用延べ人数	51,016
利用実人数	264
施設数	4

単位：人、か所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ人数)		45,234	45,234	45,234	45,234	45,234
確保 方 策	施設数	5	5	5	5	5
	計(延べ人数)	45,234	45,234	45,234	45,234	45,234
確保一量(延べ人数)		0	0	0	0	0

②幼稚園型以外

対象年齢	0～5歳
------	------

【確保の考え方】

一時預かりの実績がある町内3保育施設では、1日あたり5人まで一時預かりの子を受入れることができ、3施設で年間4,500人の受け入れが可能です。これにファミリー・サポート・センター事業での対応分を加えると、量の確保は可能です。

但し、3保育施設とも現在保育士不足のため事業は未実施となっています。そのため、量の見込みを確保するためには、保育士の確保が必要となります。

〔保育施設実績〕

	平成27年度
利用延べ人数	735
保育施設数	3

単位：人、か所

〔ファミサポ実績〕

	平成30年度
ファミサポ利用延べ人数	646

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ人数)		5,537	5,415	5,215	5,142	5,022
確保 方 策	保育施設	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
	施設数	3	3	3	3	3
	ファミサポ	800	800	800	800	800
計		5,300	5,300	5,300	5,300	5,300
確保一量		-237	-115	85	158	278

(3) 病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(病児、緊急対応強化事業)

事業概要	病児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業。
対象年齢	0～5歳

【確保の考え方】

病児保育は、現在町内の病児保育施設1か所とファミリー・サポート・センターで対応しています。量の見込みに対し、今後も現状の病児保育施設(1か所)とファミリー・サポート・センターで対応可能です。

【実績】

	平成30年度
病児保育利用実人数	172
病児保育利用延べ人数	598
ファミサポ利用延べ人数	4

単位：人、か所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み(延べ人数)	病児保育事業	603	589	567	560	547	
	ファミサポ	16	16	15	15	15	
	計	619	605	582	575	562	
確保方策	病児保育事業	延べ人数	880	880	880	880	880
		施設数	1	1	1	1	1
	ファミサポ(延べ人数)		8	8	8	8	8
	計(延べ人数)		888	888	888	888	888
確保一量		269	283	306	313	326	

(4) ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)

事業概要	地域において育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。
対象年齢	6～11歳(小学生)

【確保の考え方】

利用実績、利用ニーズともにありませんが、ファミリー・サポート・センター事業は就学児にも対応しているため、今後利用ニーズがあれば対応していきます。

【実績】

		平成30年度
就学児	利用実人数	0
	利用延べ人数	0

単位：人、日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ日数)	0	0	0	0	0
確保方策(延日数)	0	0	0	0	0
確保一量	0	0	0	0	0

(5) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

事業概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。
対象年齢	0～5歳

【確保の考え方】

量の見込み(利用ニーズ)はありますが、町内に児童養護施設等がないため、これまで利用の実績はありません。今後は、受け入れ先の確保(医療機関、福祉施設等)に取り組みます。

〔実績〕

	平成26～30年度
施設数	0
事業実績	未実施

		単位：か所、人				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延人数)		57	56	54	53	52
確保方策	延人数	0	0	0	0	0
	施設数	0	0	0	0	0
確保一量		-57	-56	-54	-53	-52

(6) 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)

事業概要	乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。
対象年齢	0～5歳

【確保の考え方】

「めぐみの広場」は、保育士不足のため平成30年度に事業を休止し、平成31年度より再開しました。また、「まんぼうはうす」は、保育士不足のため平成31年度より事業を休止しています。

今後、保育士不足を解消し、2施設で事業に取り組むことで量の見込みの確保は可能です。

〔実績〕

	平成27年度	平成30年度
めぐみの広場 延べ利用者数	2,446	—
まんぼうはうす 延べ利用者数	2,697	2,075
計	5,143	2,075

		単位：人、回、か所				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延べ利用回数	4,859	4,752	4,569	4,512	4,408
	施設数	2	2	2	2	2
確保方策(か所数)		2	2	2	2	2
確保一量(か所数)		0	0	0	0	0

(7) 利用者支援事業

事業概要	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに関係機関との連絡調整等を実施する事業。
------	--

【確保の考え方】

現在、子育てに関する相談支援については、役場窓口や幼稚園及び保育所（園）、子育て支援センター等において、役場職員や保育士等による子育て相談への対応、必要な情報提供等を行うことにより、地域の子育て家庭への支援に努めています。

今後は、子育て世代包括支援センターの設置等により妊娠期から子育て期にわたる支援を切れ目なく提供できるよう、利用者支援事業の充実を図ります。

(8) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な、遊び及び活動の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
対象年齢	6～11歳（小学生）

【確保の考え方】

町内の放課後児童クラブは、平成31年度で12か所、519人が登録していますが、量の見込みに対する量的整備が十分ではありませんが、令和5年度までには量の見込みを確保できるよう取り組みます。

〔実績〕

	平成31年度
登録児童数	519
施設数	12

単位：人、か所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	計	586	576	577	556	538
確保方策	登録児童数（定員）	519	559	559	559	559
	施設数	12	13	13	13	13
確保一量		-67	-17	-18	3	21

(9) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

事業概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
------	---

【確保の考え方】

母子保健推進員及び保健師が訪問しています。

量の見込みの算出方法は国の手引に示されていないため、過去の実績を踏まえて算出しました。その結果、量の見込みは実績より多くなりますが、現状で対応可能です。

〔実績〕

単位：件、人

	平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
訪問件数	309	量の見込み(実人数)	312	305	297	291	277
		事業実施予定	実施	実施	実施	実施	実施

(10) 養育支援訪問事業

事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
------	--

【確保の考え方】

事業として実施していませんが、家庭児童相談員が普段の業務の中で、養育等支援が必要な家庭に対して訪問・相談等を行い対応しています。

今後は、継続して養育が困難な家庭に対し必要な支援を行いながら、人員体制を整備し、事業化に向けて取り組みます。

(11) 妊婦健康診査事業

事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。
------	---

【確保の考え方】

量の見込みの算出方法は国の手引に示されていないため、過去の実績を踏まえて算出しました。その結果、量の見込みは実績より少なく、確保は可能です。

〔実績〕

単位：回

	平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
延べ健診回数	3,790	量の見込み(延べ健診回数)	3,508	3,419	3,330	3,264	3,175
		事業実施予定	実施	実施	実施	実施	実施

6. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

(1) 一体的な教育・保育の提供体制について

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期となります。国は子ども・子育て支援新制度において、幼稚園と保育所の制度の枠組みを超えて、それぞれの良いところを活かしながら両方の役割を担うとともに、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受入れることが可能な教育・保育施設として、認定こども園の普及を進めています。

本町では、平成 31 年度に私立の認定こども園が整備されました。しかし、現状の 1 か所では教育・保育の一体的提供に対する確保は十分ではなく、子どもの健やかな成長を目指し、教育・保育機能の充実した受け入れ体制を検討していく必要があります。

なお、本町における教育・保育の一体的提供の構築にあたっては、認定こども園の設置のメリットとデメリットについて慎重な議論を重ね、今後の方向性を定める必要があると考えます。そのために、既存の幼稚園及び保育施設との協議・協力を図りつつ、今後の教育・保育の一体的な提供体制の構築を目指します。

(2) 質の高い教育・保育及び地域の子育て支援について

発達は連続性を有するものであることから、子ども一人ひとりの個人差に留意しつつ、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て家庭への支援の安定的な提供を通じて、子どもの健やかな育ちを保障することが重要となります。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、幼稚園教諭や保育士等の専門性の向上が不可欠であるため、研修や勉強会及び児童福祉等の専門機関と連携した資質向上に取り組みます。また、保育士の確保を始めとする必要な職員の確保等、人員体制の整備に取り組みます。

(3) 小学校教育との円滑な接続(保幼小の連携)について

遊びを中心とした幼児期の教育と各教科の学習を行う児童期の教育では、大きな環境の変化があります。しかし、子どもの発達や学びは連続しています。保育所や幼稚園から円滑に小学校へ接続していくためには、保幼小の連携を図る必要があります。

本町では、「保幼小連絡協議会」を開催し、幼稚園や小学校へ進学する児童の情報共有を行う等、円滑な接続を図るために、必要な取り組みを行います。また、幼稚園と小学校の連携を図ることを目的に「アプローチカリキュラム」を作成し、交流会等の行事を計画的に実施するなど、幼小連携を推進しています。

今後は、保育・教育の連続性・一貫性のため、幼稚園、保育所(園)、小学校及びその他関係機関等の一層の連携を図ります。